

「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業 募集要領

1 事業の趣旨・目的

寛永3年（1626年）、徳川幕府が後水尾天皇を二条城にお迎えし、5日間に亘って様々なおもてなしを行った「寛永行幸」が実施された。後水尾天皇ら朝廷方と、将軍家光と全国の大名家ら幕府方、総勢約9,000人の大行列は、公武融和と平和の時代の到来を世に知らしめ、京都のまちに熱狂と賑わいをもたらした。

また、この時代の京都では、茶道・華道・書跡・絵画・工芸などの様々なジャンルにおいて新趣に富んだ文化芸術活動が行われ、「寛永文化」と称される多様な文化が花開いていた。

そして、令和8年は「寛永行幸」から400年の節目を迎えるほか、大河ドラマの放映等、寛永期や桃山期に注目が集まる年である。

この度、「寛永行幸四百年祭」への機運を高めるとともに、寛永文化の認知度向上を図ることを目的として、関係するスポットを巡るツアーを企画し、販売する事業者を募集する。

なお、採択された事業者には、補助対象経費内での支援を行う。

2 申請要件

(1) 補助金の対象となる者は、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第3条に基づく旅行業（第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業のいずれか）の登録を受けており、かつ次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦・支持し、又は反対する目的の団体でないこと。その他、法令又は公序良俗に反する活動をしていないこと。

イ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

ウ 前2号に掲げるもののほか、本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがないこと。

3 補助対象事業

区 分	要 件
1. 類型	○ 対象事業者が自ら企画・実施する「募集型企画旅行」またはそれに準ずる「着地型コンテンツ」のうち、以下のいずれかの類型に該当するものを対象とする。 ① バスツアー 貸切バス等の交通手段をあらかじめ手配し、特定の目的地や観光ルートを周遊するもの。 ② まちあるきツアー 徒歩や公共交通機関等での移動での散策・見学・体験等を主目的とし、ガイド等のサービスを組み合わせる現地集合・現地解散型のもの。 ③ フリープラン 往復の交通機関（航空機、鉄道、バス等）と宿泊施設、又は観光施設等の利用をあらかじめ組み合わせて提供する添乗員が同行しないもの。

2. 仕様	＜対象時期＞ ○ 令和8年9月8日（火）～令和9年3月7日（日）に実施するツアーであること。 ※ ただし、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付申請書（第1号様式）において交付決定前着手欄にチェックした場合、令和8年8月6日（木）から交付決定日までの日付についても特例として認める。 【交付決定前着手に関する注意事項】 <u>交付決定前に事業に着手（経費の支出等）した場合において、不交付となったときや交付決定額が減額となったときは、それに伴い発生した経費は全額事業者の自己負担となる。</u> ＜ターゲット＞ ○ 本ツアーをどのような層（年代、属性、興味関心など）に向けて販売するのか、ターゲット層を明確に設定すること。 ＜テーマ＞ ○ 1事業者当たりの申請は3ツアーを上限とする（「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金事業計画書（第2号様式）を3枚以内）。 ○ 京都市内の寛永文化を感じられるようなテーマを以下の例や、参考資料等から選定し「人」や「スポット」でつなぐこと。寛永文化全体に関することをテーマにしてもよい。 （例） ・茶の湯（千宗旦・金森宗和・小堀遠州） ・立花（後水尾天皇・池坊専好） ・儒学（石川丈山・林羅山・堀正意） ・寛永の三筆（近衛信尹・松花堂昭乗・本阿弥光悦） ・書（角倉素庵・近衛信尋） ・絵画（俵屋宗達・狩野探幽・狩野山雪・雲谷等益） ・陶芸（野々村仁清） ・建築物（参考資料をご参照ください） ○ 「スポット」に関する参考資料は以下のとおり。 ・「寛永文化ゆかりの地マップ」第1弾・第2弾（https://kaneigyoko400.jp/map/） ・「京都府域の主な寛永ゆかりの地」（参考1） ・スポットについて、京都市域外（京都府域や滋賀県等）を行程に含んでもよい。 ○ 寛永文化への理解を深めるために、今期の大河ドラマで注目度の高い桃山文化のテーマやスポットと組み合わせた企画を考えてもよい。 ＜その他＞ ○ 日帰り旅行、宿泊旅行を問わない。 ○ 行程中の移動手段（観光バス、タクシー、レンタカー、公共交通機関）は問わないが、適切な移動手段とすること。 ○ 学校行事、慰安行事、会議、研修、視察、宗教活動、政治活動、大会等への参加を目的とした旅行ではないこと。 ○ 交付決定日から令和9年3月7日（日）までの間にプロモーションの実施及びツアーを催行し、旅行の出発日及び帰着日がこの期間内であること。
3. PR、販売	○ <u>販売期間を一定期間設け、チラシ、パンフレット、メールマガジン、ホームページ、新聞、SNS等を用いて広くPRすること。</u> ○ 本事業により企画したツアーについては、事業終了後も継続販売に努めること。

4. アンケート	○ 指定する様式のアンケート（内容は採択事業者にも別途通知）を、ツアー採択事業者に対して実施するので必ず回答すること。
5. その他	○ 本市又は他の行政機関から補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合については、補助対象外とする。

4 補助事業者に対する支援

交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次のとおり支援する。

(1) 補助金の支給

補助金額は、実績に応じて支払うこととし、補助金交付決定額を上限とする。ただし、補助金交付決定額は、予算の範囲内で決定するため、交付申請額よりも減額となる場合がある。なお、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

○ プロモーションに対する支援（対象：全てのツアー類型）

ア 補助額：1 ツアーにつき補助上限10万円

イ 対象経費：ツアーのプロモーションにかかった費用に充当する。なお、プロモーション費用とは「チラシ等のデザイン費、製作費、印刷費、新聞やインターネット広告の掲載費、ウェブページの開発・更新・改修費及びその他広告宣伝費」を指す。

(2) プロモーション協力

ア 本事業で採択されたツアーの参加者を増やすため、本市としても WEB を通じた広報・情報発信に取り組む。

※ 令和8年8月6日からプロポーザル実施中の「「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー 広報宣伝業務委託」に基づき支援を実施。

イ 公益社団法人京都市観光協会とも連携し、商品化された周遊観光ツアーを「まるっと京都」ウェブサイトにて情報発信を行うため、掲載用の画像の提供及び販売サイトの URL が決まり次第、情報共有すること。

<https://totteoki.kyoto.travel/category/area/marutto/>

5 観光課題対策への配慮

○ 京都市においては、市民生活と調和した「持続可能な京都観光」を目指すという方針のもと観光課題対策に取り組んでおり、持続可能で国際競争力の高い魅力ある京都観光の振興を目指している。本事業の実施により、市民生活にとってネガティブな影響が生じないよう最大限の配慮を行うとともに、以下の点に特に留意すること。

- ・ 観光バスやタクシーでの移動に当たっては、混雑エリアを避けたルート設定とすること。
- ・ 観光バスやタクシーが路上に滞留しないよう、必ず駐車場に駐車すること。
- ・ 行程中の移動手段として、道路運送法に違反する無許可の運送サービス（いわゆる「白タク」）は絶対に利用しないこと。
- ・ 近隣の方の敷地に無断で入る、むやみに写真を撮る、大声で騒ぐ、道端にごみを捨てる、路上喫煙といった迷惑行為がないよう、ツアー参加者へのマナー周知等への協力をすること。

6 申請書類の提出

(1) 申請書類の提出

本事業に応募しようとする者は、次の全ての書類を電子メールで提出（「11 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレス宛て。以下同じ。）すること。

(提出書類)

書類区分		留意事項
☐	「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付申請書（第1号様式）	
☐	「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金事業計画書（第2号様式）	ツアーごとに作成すること。
☐	暴力団排除条例に基づく誓約書（第3号様式）	

(2) 申請期限

令和8年8月31日（月）17時（必着）

(3) 申請方法（電子メール）

「（申請）「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金」と件名を記入したうえで、電子メールで申請データを提出すること。

※ 提出データは、PDF化して一つのファイルに統合し送付すること。5MBを超えるデータを送付される場合、大容量ストレージサービスを利用すること。

※ 電子メールの受信後、当室から受信確認のメールを送付する（当室からの受信確認メールの受信をもって受付完了とする）。

(4) 注意事項

ア 申請書類が次の事項のいずれかに該当する場合には不交付決定を行う場合がある。

- 申請内容に虚偽の記載があると認められる場合
- 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- 採択事業の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

イ すべての申請書類の作成・提出に係る費用は、申請者の負担とする。

ウ 申請書類は、補助事業者の審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
また、申請書類は返却しない。

エ 申請期限以降における申請書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合の他は認めない。

オ 申請書類において使用する言語は、原則として日本語かつPC等でデータ入力されたものとし、手書きは不可とする。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

「（質問）「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金」と件名を記入し、本文に事業者名、担当者氏名及び電話番号を記載のうえ、電子メールで質問を提出すること。

(2) 質問・回答期間

- ア 質問：募集開始から令和8年8月19日（水）まで
イ 回答：電子メールで個別に回答する。

8 補助金交付決定

- (1) 申請の結果は、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式の1）又は、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式の2）により各事業者により9月上旬に通知を予定している（電子メールにて送付）。
- (2) 交付決定された補助対象事業については、全てプロモーション及び販売、催行すること。
- (3) 交付決定された補助事業者については、個別に通知する。

※ 交付決定後、補助対象事業を変更又は中止する場合、事前相談のうえ、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金変更等申請書（第5号様式の1）を提出し、承認を受けること。ただし、提出が必要な場合は次のとおりとする。補助金額が変更となるもの、補助目的が変更となるもの、補助額に変更がない場合でも、交付決定した補助対象経費の内訳の変更が5割以上となるものとする。軽微な修正（時間が数分変更になった等）の場合は申請を不要とする。

適当と認められる場合は、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金変更等承認通知書（第5号様式の2）により承認の通知を行う。

9 実績報告

- 実績報告は、事業終了後速やかに、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業実績報告書（第6号様式）に以下の提出書類を添付して、令和9年3月15日（月）までに電子メールで提出すること。

(提出書類)

書類区分		留意事項
☐	「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金実績報告書（第6号様式）	
☐	【添付資料①】 「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金実施報告内訳書（第7号様式）	
☐	【添付資料②】 ・旅行商品の詳細（価格、設定テーマ等）が分かるPR媒体（掲載中のWEBページのURLとキャプチャ画像、チラシや新聞広告のデータ など）	
☐	【添付資料③】 ・旅行商品の行程表	

□	【添付資料④】 ・プロモーション費用の内訳と、それらの経費を支出したことが分かるもの（明細が記載された請求書や領収証 など） ※ 原則として交付決定日以降の日付であること。ただし、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付申請書（第1号様式）において交付決定前着手欄にチェックした場合は、令和8年8月6日（木）から交付決定日までの日付についても特例として認める。	税抜き単価が分かるもの
---	--	-------------

10 補助金交付

- 「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）により補助金の交付額を確定し、通知するので、本通知に基づき、本市所定の請求書を速やかに提出すること。

11 問合せ先及び提出先

〒604-0924

京都市中京区河原町通り二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル7階

京都市産業観光局観光 MICE 推進室（担当：酒向（さこう）、常木（つねき））

TEL 075-746-2255

FAX 075-213-2022

E-mail kanko-mice@city.kyoto.lg.jp